⑵　職員の給与

平成28年４月１日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表３－１及び表３－２のとおりである。

表3-1　給与種目別平均給与月額

（平成28年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	全職員	行政職俸給表（一）適用職員
俸給	341,323円	331,816円
地域手当等	40,909円	41,583円
俸給の特別調整額	11,657円	12,316円
扶養手当	11,409円	11,387円
住居手当	5,058円	5,471円
その他	7,038円	8,411円
合計	417,394円	410,984円

（注）「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特地勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表3-2　主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

（平成28年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
通勤手当	206,383人	81.4%	14,395円
地域手当	202,745人	79.9%	48,817円
扶養手当	139,779人	55.1%	20,702円
住居手当	50,575人	19.9%	25,363円
俸給の特別調整額	42,960人	16.9%	68,822円
広域異動手当	30,140人	11.9%	15,858円
寒冷地手当	27,780人	11.0%	7,042円
単身赴任手当	20,597人	8.1%	45,599円

４　民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握している。

⑴　平成28年調査の概要

ア　調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国（熊本県を除く。）の民間事業所53,426事業所

イ　調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により895層に層化し、これらの層から無作為に抽出した11,711事業所

ウ　調査方法・内容

平成28年５月１日から同年６月17日までの間において、都道府県（熊本県を除く。）、政令指定都市（熊本市を除く。）等人事委員会と共同により、同年４月分として支払われた給与月額等について直接事業所に赴き実地調査を実施

エ　集計の方法

総計や平均値の算出に関しては、事業所と従業員の抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した形で行い、特定の地域、規模、産業に偏った結果が出ることのないように配慮

⑵　平成28年調査結果の概要

ア　調査完了事業所

10,170事業所（調査完了率87.7％）

イ　調査実人員

公務と類似の職務と考えられる76職種（うち、初任給関係18職種）に従事する常勤の従業員494,805人（うち、初任給関係33,384人）

なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は3,844,248人

ウ　初任給、職種別給与及び給与改定等の状況

第２節　給与法の実施等

１　行政組織の新設等に伴う規則改正

行政組織の新設・改廃、官職の新設等に伴い、公安職俸給表㈡等の適用範囲の変更を行うため規則９－２（俸給表の適用範囲）の一部を改正したほか、規則９－６（俸給の調整額）、規則９－17（俸給の特別調整額）等の一部を逐次改正した。

２　級別定数の設定・改定等

⑴　級別定数の設定・改定等に関する意見の申出等

職員の給与は、その職務と責任等に応じて決められる俸給表及び職務の級に基づいて支給され、職員の職務の級は級別定数の枠内で決定することとされている。級別定数は、府省ごとに、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に応じて各俸給表の職務の級別に分類し、その職務の級ごとの適用職員数（枠）を、会計別、組織別及び職名別に定めたものであり、各府省において、適正・妥当な職務の級の決定が行われるよう、給与格付の統一性、公正性を確保する役割を担っている。具体的には、各俸給表の職務の級ごとに定められた標準的な職務を基準とし、職員の担当する職務の困難度や責任の程度等を踏まえ、当該職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容も考慮して級別定数が設定される。

級別定数の設定・改定及び指定職俸給表の号俸の決定は、組織管理の側面を持つことから内閣総理大臣の所掌に属するものとされているが、級別定数等は、職員の給与決定の基礎となる勤務条件であり、その設定・改定に当たって、労働基本権制約の代償機能が十分に確保される必要があることから、「内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するもの」と給与法で定められている。この人事院の意見は、憲法上保障された労働基本権制約の代償機能として、職員の適正な勤務条件を確保する観点から内閣総理大臣に提出するものであり、国会及び内閣に対し、その完全実施を要請している人事院勧告と同様の性格を有するものである。

級別定数等については、行政需要の増大や行政の複雑・多様化等に伴う業務の変化に対応し、能率的な行政運営を推進するとともに、適正かつ安定した人事運用を確保するため、毎年、所要の見直しを行ってきている。平成28年度においても、平成28年８月末の各府省要求に始まる予算編成過程において、人事院は労使双方の意見を聴取して級別定数の設定・改定等に関する案を作成し、予算概算閣議決定前の平成28年12月21日に意見として内閣総理大臣に提出した。人事院の意見を反映した平成29年度予算の成立を視野に、人事院は各府省における級別定数の運用に必要な事項等を加えた平成29年度級別定数等に係る意見を平成29年３月28日に内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣は人事院の意見どおり級別定数の設定・改定等を行った。

意見の作成に当たって、人事院は、公務組織の円滑な運営及び職員の士気の維持・高揚を図る必要性並びに職員構成の変化による世代間の大きな不公平や府省間の著しい不均衡が生じないこと等に配慮しつつ、職務・職責の内容・程度、職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容に応じた適切な給与上の評価を行うとともに、必要性の薄くなった定数については積極的に回収を進めるなど、各府省の実情を踏まえたものとしている。

このほか、平成28年度の年度途中において政府が行った機構の新設及び定員の増減等に対応して、人事院は、級別定数の設定及び指定職の号俸の決定に関する９件の意見の申出を行った。人事院の意見の申出を受けて、内閣総理大臣は、いずれも意見の申出どおり級別定数の設定等を行った。